

決 定 要 旨

被 審 人 (本店) 新潟県新潟市中央区万代五丁目 11 番 30 号
(商号) 株式会社リンコーコーポレーション

上記被審人に対する平成 22 年度 (判) 第 46 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 300 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 5 月 24 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 3 月 23 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、新潟県新潟市中央区万代五丁目11番30号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注1)	事由
平成22年 6月28日	第149期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲982百万円であるところを▲517百万円と記載 (注2)	・貸倒引当金の過少計上等

(注1) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(注2) 平成22年9月13日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲1,013百万円に訂正している。

法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

金融商品取引法第172条の4第1項本文、第24条第1項、第185条の7第12項

(別紙2) 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

金融商品取引法第172条の4第1項の規定により、被審人の第149期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(210,461円)

が

6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となるが、同有価証券報告書については、金融商品取引法第26条の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金融商品取引法第185条の7第12項の規定により、6,000,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である3,000,000円となる。